

令和6年度海外バイヤーオンライン商談会出展者募集要項

1 目的

愛知県では、県産農林水産物及びその加工食品（以下「県産農林水産物等」という。）の輸出拡大に向け、県産農林水産物等を取り扱う事業者を対象に、Web 会議形式によるオンライン商談を実施し、販路拡大を促進します。

2 主催

愛知県（業務委託先：株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部）

3 オンライン商談会の概要

(1) 開催期間

2025年1月上旬から1月下旬まで

*商談日時等は別途調整します。

(2) 招聘バイヤー

10者程度

*アジアを中心とした様々な国・地域に販路を持つ輸出商社も含めたバイヤーを想定

(3) 商談形式

Web 会議システム「Zoom」または「Microsoft Teams」による商談

*出展事業者は自社からオンライン商談を実施

*使用する言語は日本語です。

(4) 商談条件

・期間中の1事業者当たり商談件数は、3～4件を想定しています。

・1バイヤーあたり20分程度の商談を行います。

・商品サンプルの提供を希望する場合、事前に委託事業者（株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部）に御連絡ください。

送付先等の詳細については改めて委託事業者から御案内いたします。

(5) その他

・委託事業者がバイヤーとのマッチングを行います。

4 募集出展事業者数

県産農林水産物及びその加工食品取扱事業者：10者程度

5 募集要件

(1) 県産農林水産物の生産もしくはその加工食品の製造又はこれらの販売等を行う事業者であり、海外への販路拡大に意欲があること。

(2) 法人・団体については主たる事業所の所在地が県内にあること。また、個人の場合は住所地が県内にあること。

- (3) 商談対象商品は、県産農林水産物及びその加工食品であること。
- (4) オンライン商談に対応できるPC及びネット環境を有すること。
- (5) 「いいともあいちネットワーク会員」及び「輸出志向事業者ネットワーク会員」であること、又は加入しようとする者であること。

6 出展事業者の費用負担

出展費は無料としますが、以下の経費は出展事業者の負担とします。

- ア バイヤーにサンプル等を事前送付する場合のサンプル代及び輸送費等
- イ Web 会議システム使用に伴う通信料

7 募集期間

2024年9月25日（水）から10月18日（金）まで

8 応募方法等

(1) 出展申込書の提出

別添様式の出展申込書に必要事項を記入し、(4)の提出先に電子メール、ファックス又は郵送にて申し込んでください。

なお、「いいともあいちネットワーク」及び「輸出志向事業者ネットワーク会員」に未加入の場合は、別添の申込書に必要事項を記入し、出展申込書に添付して申し込んでください。

(2) 出展申込書の提出期限

2024年10月18日（金）午後5時（必着）

(3) 関連資料の提出

出展申込書の提出に併せて、以下の資料をメールの場合はデータで、ファックスの場合は1部、郵送の場合は2部、(4)の提出先に提出してください。

- ア 商品の概要が分かるもの（写真、パンフレット、カタログ等）
- イ 出展事業者の概要が分かるパンフレット等（会社概要など）
- ウ FCP展示会・商談会シート

(4) 応募に関する問合せ先及び出展申込書・資料の提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 輸出促進・六次産業化グループ
担当 大野、増倉

電子メール shokuiku@pref.aichi.lg.jp

電話 052-954-6719（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6940

(5) その他

ア 出展申込書の提出は、1事業者あたり1通とします。

イ 募集要件を満たさない者の出展申込書又は不備のある出展申込書は、受理しません。

ウ 出展申込書に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理します。

9 出展事業者の決定

(1) 選定方法

提出された出展申込書により、県が書類審査を行った後、出展希望事業者多数の場合は、別に設置する審査委員会において以下の項目等について評価し、出展事業者を選定します。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じません。

ア 海外バイヤーとの商談経験

*商談経験の少ない事業者を優先します。

イ 海外販路拡大に向けた意欲及び効果、発展性

ウ 商品内容（県産農林水産物及び県育成品種の農林水産物の使用状況）

(2) 決定

審査結果は、全ての出展申込者に対して書面により通知します。

10 スケジュール（予定）

2024年10月18日	出展申込書の提出期限
10月下旬	審査委員会による審査及び結果通知
12月上旬	事前研修会の開催
2025年1月上旬から1月下旬	オンライン商談の実施

11 その他

本商談会への出展に関して発生したいかなる損害についても、主催者に請求できないものとします。